

○第172回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（非公開）

日時：平成26年11月21日（金） 9：58～11：25

議事概要

（1）動物用医薬品（スピノサド及びスピノサドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（エコノサド））に係る食品健康影響評価について

・スピノサド

審議の結果、スピノサドの一日摂取許容量（ADI）を0.024 mg/kg 体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

・スピノサドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（エコノサド）

審議の結果、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

（2）使用制限期間が設定されている既承認の動物用ワクチンの添加剤に係る食品健康影響評価について

審議の結果、評価要請されている添加剤成分のうち、未評価であった1成分については混合物であり、リスク管理機関より提出された資料の範囲では、含有している物質が特定できないことから、「評価困難」とすることが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。残りの未評価成分については、継続審議となった。

（3）その他

・チアベンダゾールに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答案が了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

- \* 1 スピノサド：殺虫剤で、国内外において各種農作物の害虫駆除を目的とした農薬として使用されるほか、海外においては、動物用医薬品として牛及び羊における外部寄生虫の駆除等に用いられます。
- \* 2 スピノサドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（エコノサド）：  
鶏舎内のワクモの駆除に用いられます。
- \* 3 チアベンダゾール：殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。動物用医薬品では海外で寄生虫駆除剤として用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。